〈 別紙1 〉

看護リハビリセンター こころのご案内(重要事項説明書)

(令和7年2月27日現在)

1. 事業者の概要

(1)事業所の名称等

・事業所名 看護リハビリセンター こころ

•開設者名 医療法人社団 金森会 理事長 金森 正周

·開設年月日 平成6年10月1日

•所在地 〒869-0408 熊本県宇土市築籠町 139 番地 4

·電話番号 (0964)23-5266 FAX (0964)23-5267

•管理者名 諫山 美紀

·介護保険指定番号 4361190020号

(2) 看護リハビリセンター こころの目的及び運営方針

看護リハビリセンター こころでは、利用者又はその家族の希望に基づき、かかりつけ医又は、居宅介護支援事業者が、訪問看護の必要性を認めた要介護状態等にある利用者の心身の特性をふまえ、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

(3)事業所の法令に定める職員体制

	人員	業 務 内 容
管 理 者	1 名	管理業務全般
サービス提供責任者 (管理者と兼務)	(1名)	利用申込に係る調整、職員への技術指導、訪問看護計画策定等
看 護 師	2.5 名以上 (管理者含む)	訪問看護
理学·作業療法士	必要数	訪問リハビリ
事 務 員	必要数	事務処理等

(4)営業日及び営業時間

·営 業 日 : 月曜~土曜日

但し、12月30日~1月3日を除きます。

- ・営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで
- ・連絡・対応体制:24 時間常時連絡等による連絡相談(必要に応じて訪問)が可能な体制とし、 適切な対応ができる体制とします。(24 時間対応体制)
- (5) 訪問看護・リハビリの申し込みからサービス開始まで

《訪問看護の相談・申し込み窓口》

看護リハビリセンター・介護支援専門員・医師や看護師、ケースワーカー・市役所・保健所など

↓ 《サービスご利用の説明に担当者が伺います》

《申し込み・訪問看護開始》

※訪問看護・リハビリをご利用になる場合は主治医の指示書が必要です。

- (6)指定訪問看護の内容
 - ①病状・障害の観察
 - ②清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④褥瘡・創傷の予防・処置
 - ⑤リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦認知症疾患の方への看護
 - ⑧療養生活や介護方法等に関するご相談や助言
 - ⑨カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置
 - ⑩保健・福祉サービスの活用のアドバイス
 - ※訪問看護からの理学療法士等の支援については、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけがされています。(看護職員が月に一度は支援を行わせて頂きます。)
- 2. サービス利用にあたっての留意事項
 - ①訪問看護・リハビリサービスを利用するにあたり、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとします。但し利用者に判断能力の障害が見られる場合においては、家族、代理人における同意を得るものとします。
 - ②利用者に病状の急変が生じた場合または必要な場合は,速やかに主治医に連絡をとり その指示に従うものとします。

3. 保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、保険証を確認させていただきます。また、月1回の保険証の確認も行います。

4. 営業地域

宇土市、宇城市、熊本市南区の一部(旧城南町、富合町)

- 5. 利用料金について
 - ・基本利用料として医療保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が、定める額を受け取るものとします。(別紙参照)
 - ・その他の負担額として、交通費や休日などについては規定に基づく特別料金の算定があります。 (別紙参照)
 - ・介護保険法に基づいた指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の実施については通常の実施地域以外の区域で行う場合に徴収します。又健康保険法の指定訪問看護の実施地域の区域及び実施地域外で行う指定訪問看護に要した交通費については、所定の額を徴収します。

6. 支払い方法

(1)現金支払いの場合

毎月初旬に前月分の請求書を発行致しますので、その月の20日までにお支払い下さい。

- (2)金融機関口座自動引き落としの場合
 - •振替日 毎月26日
 - ·金融機関 銀行、信用金庫、農協、郵便局、労金等
 - ・口座名義人 本人、または家族
 - •手数料 無料(当方負担)

- ・手続き 金融機関届出印が必要です。振替依頼書は準備してあります。
- 7. 個人情報の保護について
 - ・当事業者とその職員は業務上知り得た利用者や家族の秘密は漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
 - ・個人情報の利用目的(別紙2参照)

個人情報の利用目的

(令和4年4月1日現在)

看護リハビリセンター こころでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- •介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - -利用開始・中止等の管理
 - -会計・経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - -利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - -利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - 当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

利 用 料 金 表(医療保険適用)

R6年1月1日より適用

1. 訪問看護基本療養費

			週3日目まで一日につき	週4日目以降一日につき
1	基本療養費(I)	看護師·理学療法士·作業療法士	5,550円	6,550円
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850円(月	月1回を限度)
2	基本療養費(Ⅱ)	看護師・理学療法士・作業療法士(同一日2人)	5,550円	6,550円
2	【施設への訪問】	看護師・理学療法士・作業療法士(同一日3人)	2,780円	3,280円
3	基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対して算定(※1)	8,50	00円
		緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850円(月	月1回を限度)

(注)入院中に一回(別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定可能

2	計問	看羅	告理	療養費
∠ .	ā/ 10	173 65	= ++	12 1 B

	看護管理療養費	月の初日	7, 670円
1	[機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日	13, 230円
	[機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日	10, 030円
	機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日	8,700円
2	2日目以降	1日につき	3,000円

※①については、厚労省から示されている算定要件に応じて、看護管理療養費のどれか一つを月の初日の訪問日に算定させていただきます。

3. 加算など

1	緊急訪問看護加算	1日につき(月14日2,650円、月15日~2,000円)	2,650円
2	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
((厚生労働省の指定疾患)	1日3回以上	8,000円
3	長時間訪問看護加算	週1回迄(厚生労働省が定める状態の場合は週3回迄)	5,200円
4	24時間対応体制加算口	1月につき ※利用者の希望により	6, 520円
	24時間対応体制加算イ	1月につき ※利用者の希望により	6, 800円
	退院時共同指導加算	1月につき1回まで	8,000円
	特別管理指導加算(⑤に上乗せ)	厚生労働大臣が定める状態等の利用者の場合	2,000円
	退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める状態等	6,000円
8	在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回に限り	2,000円
10	特別管理加算	1月につき(厚生労働大臣が定める状態等にある方)	5,000円
		1月につき(厚生労働大臣が定める状態等にある方)	2,500円
\bigcirc	情報提供療養費 1・2・3	1月につき	1,500円
(12)	ターミナルケア療養費	1回	25,000円
13	複数名訪問看護加算	看護師等の場合	4,500円
		看護補助者の場合	3,000円
14)	<u> 夜間·早朝訪問看護加算</u>	<u> 夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00)</u>	2,100円
	深夜訪問看護加算	深夜(22:00~6:00)	4,200円
(15)	訪問看護ベースアップ評価料(I)	1月につき	780円
16	訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円

4. その他(医療保険適応外)

営業日	90分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,000円/30分
営業日外	60分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1.000円/30分

営業日外 1,000円(日曜日・12/30~1/3)

	5 km超 10km以内	100円
交通費(片道)	10 km超 15km以内	200円
	15 km超	300円

最期の看取り	1時間	10,000円
取別の有収り	2時間	20,000円

法定代理受領サービス以外基本料金	8時~18時	早朝:6時~8時 夜間:18時~22時	深夜22時~6時
平日 30分未満	5,000円	6,300円	7,500円
日曜日30分未満	6,000円	7,300円	8,500円
平日30分以上60分未満	8,500円	11,000円	13,000円
日曜日30分以上60分未満	9,500円	12,000円	14,000円

利 用 料 金 表(介護保険適用)

令和6年6月1日 適用

		区分	要介護	要支援	
	(看護師等による	訪問の場合)			
	訪問看護 I 1 20分未満 訪問看護 I 2 30分未満		314単位	302単位	
	訪問看護 I 2	30分未満	471単位	451単位	
基	訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823単位	794単位	
本	訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128単位	1,090単位	
利	(理学療法士•作	業療法士・言語療法士による訪問の場合)			
ן ניי	訪問看護 I 5	20分未満	294単位	284単位	
用	(備考)		•		
料	※ 各利用者の介護保	険負担割合証に記された負担割合に合わせて算出する。			
	※ 理学療法士等は厚生労働省が定める施設基準に該当する場合は、1回につき8単位所定単位数から減算する。				
	理学療法士等が、利用開始日の属する月から12月超の場合は、1回につき15単位を減算する。				
	※ 早朝(6:00~8:00	D)夜間(18:00~22:00)は上記料金の25%を加算する。			
	深夜(22:00~6:0	O)は上記料金の50%を加算する。			

	区分サービス内容等					1 中1 名 40	1 1 1	日人
	达 方		サービス内	谷寺		1割負担	10)1	あ 口
	サービス提供体制加算		研修計画や定期的な技術向上等の会議を実施ている場合		6単位			
	初回加算		初回の訪問看護を行った	月	(I)	350単位/月、	Ι))300単位/月
	緊急時訪問看護加算 24時間体制で看護に関す (月1回) れる方。必要に応じて訪問					600単位	Ī /	⁄ 月
	4+ D166 + D1 66		対象者は下記状態(※1)	の利用者		500単位	Ī /	/ 月
加	特別管理加算	П	対象者は下記状態(※2)	の利用者		250単位	Ī /	′ 月
算	ターミナルケア加算		死亡日及び死亡前日14日以内に2日以 上ターミナルケアを実施した場合。			2,500単位		
利	後数句初问加昇		看護師・准看護師等が2 名で訪問した場合。	30分未満	I	254単位	Π	201単位
				60分未満	I	402単位	П	317単位
用料	長時間訪問看護加算		特別管理加算対象者に対して、90分以上 の訪問看護を実施した場合。		300単位			
	退院時共同指導加算		主治医等と連携し在宅生活における指導 を行い、内容を文章で提出した場合。		600単位			
	介護連携強化加	算	痰の吸引等が必要な利用者に係る助言等 の支援を訪問介護員に対し行った場合。			250	単位	Ĭ
	看護体制強化加算		医療ニーズの高い利用者への訪問合。 I はターミナルケア加算を II はターミナルケア加算を過去12ヶ	過去12ヵ月間で5人算定	I 5	50単位/月	Π	200単位/月
			介護予防の	場合	100単位/月			

※1① 悪性腫瘍患者・気管切開患者

上記で医師より指導管理を受けている状態にある方

- ② 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※2①人口腹膜かん流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法 自己導尿・持続陽圧呼吸療法者 ・自己疼痛管理・肺高血圧症患で医師より指導管理を受けいる状態にある方
- ② 重度の(真皮を超える)褥瘡がある方 ③ 点滴を週3日以上行う必要があると認められる状態にある方 ※ 加算においても各利用者の介護保険負担割合証に記された負担割合に合わせて算出する。

訪問看護・リハビリ利用同意書・確認書

看護リハビリセンター こころを利用するにあたり、訪問看護・リハビリ契約書、別紙及び訪問看護・リハビリ計画書を受領し、これらの内容及び利用者負担に関して、担当者による説明を受け、サービスを利用した場合に、これらの対価として事業所の定める料金を支払うことに同意します。又、訪問看護・リハビリサービス利用のために必要な場合は、市町村等への情報提供についても同意します。

/ **					令和	年	月	日
〈利用者〉	住	所						
	氏	名						
	連終	5先(TEL) ()	_				
〈家族•代理人〉	住	所						
	氏	名	続柄	()			
			〈事業者〉	熊本県宇土市 医療法人社団 看護リハビリヤ 理事長 金	団 金森会 マンター ここ	3		
			説明した職	員		_		
〈訪問看護	・リハ	ビリ確認書〉						
※ 緊急時連	絡先							
<u>氏名</u>			続柄 ()電話	()	_		
※かかりつけ	医療機	笺 関		_ 主治医()	
連絡兒	ī (T	EL) ()	_				
□ 本人	•家游 •家游 機関	天が現金で支払 天が現金で支払 口座自動引き落	う(金森会受	付等)				

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算	
特別管理加算 I·Ⅱ 、情報提供·看護体制強化	比加算等
介護保険利用料金負担割 (1割 ·2割)	
オプション料金()